

優先交渉者選定基準

令和5年度マイナンバーカード出張窓口等業務委託(7月～3月)

令和5年2月

千葉市市民局市民自治推進部区政推進課

1 はじめに

(1) 基本的な考え方

「令和5年度マイナンバーカード出張窓口等業務(7月～3月)」の調達においては、本市にとって最適な事業者を選定するため、令和5年度マイナンバーカード出張窓口等業務委託仕様書で示す業務の実施についての企画提案書(以下「提案書」という。)の評価である「技術点」と、見積価格の評価である「価格点」の合計が最も高い者を優先交渉者(受注候補者)とする公募型プロポーザル方式を採用する。

(2) 本書の位置付け

本書は、令和5年度マイナンバーカード出張窓口等業務(7月～3月)の優先交渉者(受注候補者)を選定するための基準を定めるものである。

2 審査・評価機関等

(1) 審査・評価機関

本調達に係る審査及び評価については、令和5年度マイナンバーカード出張窓口等業務委託(7月～3月)評価委員会(以下「評価委員会」という。)で実施する。

(2) 審査・評価の方法

審査委員会は、提案書が仕様書及び提案書作成要領で示す要求事項を満たしているか審査を行うとともに、本書に基づき評価し、技術点及び価格点を付与する。

3 評価項目及び最高点

技術点の評価項目及び最高点並びに価格点の最高点については、表1のとおり設定する。

表1 評価項目及び最高点

評価項目		配点
技術点	1 委託の考え	50
	2 業務実績	100
	3 業務計画	100
	4 出張窓口(商業施設設置型)	150
	5 出張窓口(プッシュ型)	150
	6 新規施策の提案	150
	7 広報の提案	100
	8 コールセンター・予約代行運営	100
	小計	900
価格点	8 見積価格	100
合計		1,000

4 技術点の評価方法

(1) 目的

本市が設定した提案項目について、本調達を目的を理解したうえで本市にとって有益な提案がされているか、実現性や具体性のある提案がされており、それらを担保する根拠や実績等が記述されているか等の観点から客観的に評価することにより、最も優れた事業者を選定することを目的とする。

(2) 評価方法

提案書の提案内容について、表2の基準により提案項目単位に絶対評価で評価し、「5 技術点の算出方法」に基づき点数を算出する。なお、「企画提案書作成要領」に従わない提案については、失格とし評価を行わない。また、仕様書等の要件をすべて満たすことができない場合は、失格となる。

表2 提案書の評価及び配点割合

評 価	配点割合
高評価	100%
∪	∪
記述なし	0%

5 技術点の算出方法

前記3の項目ごとに、評価者の点数から平均点を算出し、当該点数「平均点 (X)」を技術点とする。

なお、有効数字については小数点以下第1位までとし、小数点以下第2位の値を四捨五入するものとする。

6 価格点の算出方法

前記3の項目ごとに重要性に応じて配点し、その合計を価格点として付与する。

なお、価格点の算出方法は、公開しない。

7 優先交渉者の選定方法

(1) 優先交渉者

前記5で算出した技術点と前記6で算出した価格点の合計が最も高い事業者を優先交渉者とする。

(2) 同点の場合について

技術点と価格点の合計が、最も高い事業者が2者以上ある場合は、次の順序で優先交渉者

を選定する。

① 技術点が高い者を優先交渉者として選定する。

② 技術点及び価格点が同点の場合は、見積価格が低い者を優先交渉者として選定する。

③ 技術点及び価格点が同点で、かつ、見積価格も同じ場合は、当該事業者にくじを引かせて優先交渉者を選定する。このとき、くじを引かない事業者があるときは、本調達事務に関係のない本市職員に、これに代わってくじを引かせて優先交渉者を選定する。

(3) プロポーザル参加者が1者の場合について

参加者が1者の場合でも、予定価格の範囲内の価格をもって、有効な提案があった場合は、本書に基づき技術点及び価格点を付与し、優先交渉者を選定する。